

ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業 (辺地共聴施設整備支援事業) 公募要領

1 辺地共聴施設整備支援事業の概要

(1) 事業内容

放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条（8）②のとおり。

(2) 実施主体

市町村又は市町村の連携主体

(3) 交付対象経費の範囲

交付要綱別表のとおり。

なお、本補助事業は、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする共聴施設について、耐災害性強化の観点から整備を行う事業であることから、共聴施設の設備老朽化に伴う単純更新は認められないことに留意すること。

(4) 交付額

交付額は、次の表の補助額を上限として交付する。

補助申請の主体	補助額
財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域において事業を行う市町村、市町村の連携主体	補助対象経費の2分の1に相当する額
財政力指数が0.5を超え0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域において、事業を行う市町村、市町村の連携主体	補助対象経費の3分の1に相当する額

なお、交付下限額が100万円のため、1事業に係る交付要綱別表（第4条関係）に定める区分ごとに、財政力指数が0.5以下の市町村、市町村の連携主体の場合は事業費200万円以上、財政力指数が0.5超0.8以下の市町村、市町村の連携主体の場合は事業費300万円以上の事業を対象とする。

※合併前の市町村単位では財政力指数が0.8以下であった場合の当該合併前の市町村域は、合併前の財政力指数を用いることができる。

2 提出方法

(1) 提案書類

- ① 公募申請書【実施マニュアル II 8 別紙 2】
- ② 交付申請書【交付要綱様式第1号】
- ③ 補助事業の概要（交付要綱に定める添付資料を含む。）
【交付要綱様式第1号 別紙1第10】
- ④ 工事概要書【交付要綱様式第1号 別紙3】（工事を要する場合のみ）
- ⑤ 見積書【実施マニュアル 資料11-1、資料11-2】

※公募の段階においては、正式な公文書の提出は不要。

(2) 提出先・提出期限

公募開始の日（令和 7 年 1 月 17 日（金））から同年 2 月 7 日（金）12:00（必着）までの間に、次のいずれかの方法により提出すること。

- ・ 管轄する総合通信局等に電子メール又は総務省が指定する大容量ファイル転送システム等により電子ファイルを提出。
- ・ J グランツ（補助金電子申請システム）の利用による申請。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

3 申請の要件・選定方法

（１）申請の要件

申請内容について、以下の①～④の要件を満たすかについて確認を行う。

- ① 地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする共聴施設について、耐災害性強化の観点から整備を行う事業であって、市町村又は市町村の連携主体が行うものであること。
- ② 災害対策基本法（昭和 26 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画に共聴施設の位置付けに関する記載がある市町村であること。
- ③ 次の各号に掲げる地域のいずれかを含む地域であること。
 - 一 離島
 - 二 豪雪地帯
 - 三 辺地
 - 四 山村
 - 五 半島
 - 六 特定農山村
 - 七 過疎地域
- ④ 財政力指数が 0.8 以下の市町村その他特に必要と認める地域であること。

（２）選定方法

各申請主体から申請された内容について、外部の有識者に意見を聴取し、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択候補の内示を行う。

（３）交付決定

上記（２）で採択候補の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付に当たって追加の条件を付す場合がある。

（４）補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

4 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

・令和6年度当初予算

令和7年	3月中旬	採択候補先内示・本申請
	3月下旬	交付決定

5 その他

交付要綱、実施マニュアル等の関係資料は、総務省ホームページ「ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業」

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber_network.html

に掲載（関係資料については、内容を更新することがあるため、申請の際に最新版を確認すること。）。

6 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記の「実施マニュアル」を参考に、管轄する総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。